生 徒 心 得

高校生としての責任感を自覚し、集団生活におけるルールを守り、本校入学の 目的を達成するためにこの心得を定める。

1. 礼 儀

- (1) 常に礼儀正しく、お互いに敬愛の念をもって交わり、礼を欠くことのないようにする。
- (2) 言語動作は軽薄に流れず、気品を保つようにする。

2. 服 装

服装態度は、質素清潔を旨とし、指定制服を正しく着用すること。

3. 校内生活

- (1) 8時40分までに登校すること。
- (2) 登校・下校の際は、通用門より出入りすること。
- (3) 校内環境の整備、整理・整頓に努めること。
- (4) 公共物を愛護保存し、美化に努めること。
- (5) 登校後の外出は、原則として禁止する。やむを得ないときは、ホームルーム担任の許可を受けて外出すること。

4. 校外生活

- (1) 校外では、福商生としての自覚と責任をもって行動する。
- (2) 夜間外出はつとめて避け、無断外泊はしない。

5. 集会

(1) すべての集会・会合には、定刻 5 分前に集合し、集会の目的に沿うように 運営進行に協力する。

6. 諸願書

次のような場合には、それぞれ顧問の先生を通じて校務分掌の定められている各係に届ける。

- (1) 集会、催物等をする場合
- (2) 掲示及び放送をする場合
- (3) 教材以外の出版物を発行、配布する場合
- (4) 演劇、音楽等に出演する場合
- (5) 運動及び試合に出場する場合
- (6) 学校の施設、設備を利用する場合
- (7) 自転車で通学する場合
- (8) アルバイト、旅行をする場合

生徒服装心得

登下校は必ず制服を着用すること。

1. 制服の着用パターンは次のとおりとする。

【冬】4月1日~5月31日、10月1日~3月31日

【夏】6月1日~9月30日

(1) 【式典時】全学年

		男 子	女子
【冬】	指定	ブレザー	指定 ブレザー
	指定	スラックス	指定 スカート 指定 スラックス
		Yシャツ(白無地)	指定 ブラウス
	指定	ネクタイ	指定 リボン
		ソックス (黒無地)	(ストッキング(肌色黒無))
			ハイソックス(紺無地)
【夏】		Yシャツ(白無地)	指定 オーバーブラウス
	指定	スラックス	指定 スカート 指定 スラックス
	指定	ネクタイ	指定 リボン
		ソックス (黒無地)	ハイソックス(紺無地)

- ※ 式典時とは、入学式、卒業式、始業式、終業式、記念式典、修学旅行、大会 参加、就職・進学・その他の試験等をいう。
- ※ 入学式、卒業式、夏服での式典時は、カーディガンの着用を認めない。
- ※ 夏服は長袖も可ではあるが捲らない。

(2) 【平常時】

	男 子	女 子
【冬】	指定 ブレザー	指定 ブレザー
	指定 スラックス	指定 スカート 指定 スラックス
	Yシャツ(白無地)	指定 ブラウス
	指定 カーディガン	指定 カーディガン
	指定 ネクタイ	指定 リボン
	ソックス(白・黒・紺・ グレー無地)	ソックス・ハイソックス (黒・ 紺無地)
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	タイツ・ストッキング (肌色・ 黒無地)
【百】	指定 スラックス	指定 スカート 指定 スラックス
	Y シャツ(白無地)	指定 オーバーブラウス
	指定 カーディガン	指定 カーディガン
【夏】	指定 ネクタイ	指定 リボン
	ソックス(白・黒・紺・ グレー無地)	ソックス・ハイソックス (黒・ 紺無地)
	※ネクタイ・リボンを着用しなくても良い。	

- ① 【夏】は指定のカーディガンでの登下校を認める。ただし、袖が綻びているものや、サイズが合わないものは認めない。
- ② 【夏】は原則として指定ブレザーは着用しないが、寒いときは着用しても良い。
- ③ 【冬】は制服を着ないで、指定カーディガンでの登下校は禁止。
- ④ Yシャツ、ブラウスの裾は、出さない。
- ⑤ スカート丈は「ひざがしら」が隠れる程度とする。
- ⑥ 指定ブレザーの下に着るものは指定カーディガンとする。 (パーカー等は 着用禁止) また、校内では指定カーディガンでの学校生活を認める。

2 履物

- (1) 通学用履物は革靴または運動靴を使用し、下駄やサンダル類は禁止する。
- (2) 上履は学年ごと学校で定めた色の指定サンダルとする。

3 カバン

(1) 華美でなく高校生らしいカバンで、学習用具が十分入る大きさのものと し、透明なものを使用しない。

4 体育時の服装

- (1) 学校指定のトレーニングシャツ
- (2) 学校指定の運動靴
- 5 頭髪・アクセサリー
 - (1) 高校生らしい品位を保ち、清潔な髪型を心掛けること。
 - (2) パーマ、脱色、着色、アイロン等の髪の加工は禁止。
 - (3) 過長髪を認めない。
 - (4) アクセサリー類 (ピアス・指輪・ネックレス・マニキュア・パワーストーン・ミサンガ・カラーコンタクト等) は禁止。 髪留めは華美でないものとする。
 - (5) 化粧を禁止(眉毛の脱着色・加工は禁止)とする。

6 ソックス類

(1) ルーズソックス等の異形なものは禁止。

7 コート類

- (1) 高校生らしいコートを着用し、 華美でないものとする。
- (2) コート類は指定のブレザーの上に着用する。
 - ※コート類とはオーバーコート、ハーフコート、レインコート、ジャンパー、 ウインドブレーカーをいい、カーディガンは含まない。

8 異装許可

(1) やむを得ず規定と異なる着装をする場合は、所定の手続きにより異装許可の届けをする。

9 その他

(1) すべての所持品、着衣、履物等に学年・組・番号・氏名を明記すること。

生徒服装心得を守れない者については、担任・学年→生徒指導部で指導するが、それでも改善が見られない場合は、教頭・校長が厳重注意・指導する。

※なお、生徒心得・生徒服装心得は、現在改訂作業中です。